

「写」

七中総総第九六三号

令和七年九月十七日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

原 田 賢 一 様

中央区債権管理条例第十三条第二項の規定に基づく報告について
適正な債権管理を進めるため、中央区債権管理条例（平成三十一年三月中央区条例第四号）第十三条第一項の規定に基づき、令和六年度に左記のとおり権利を放棄しましたので、同条第二項の規定により報告します。

記

一 債権の名称並びに債務者の人数及び金額

(一) 女性福祉資金貸付金	五人	四、八二一、八五〇円
(二) 住宅使用料及び共益費	四人	四三六、七四五円

二 放棄の理由

債務者の死亡等の事情により、徴収の見込みがないと認められるため。